

Radiata Increase



FP2級 生保顧客資産相談業務

2024 年 9 月
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2024 年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問 15》までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問1》～《問3》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（50歳）は、妻Bさん（48歳）および長女Cさん（19歳）との3人暮らしである。Aさんは、65歳の定年までX社で働くつもりであり、今後の資金計画を検討するにあたって、公的年金制度の老齢給付について理解を深めたいと考えている。また、今年20歳を迎える長女Cさんの国民年金の保険料の納付について、学生納付特例制度の利用を検討している。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（1973年12月18生まれ、会社員）

- ・公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

20歳	22歳	65歳
国民年金 保険料納付済期間 (28月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (84月)	被保険者期間 (428月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額26万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額50万円)

(2) 妻Bさん（1976年6月25日生まれ、パートタイマー）

- ・公的年金加入歴：高校卒業後の8年間（96月）は、厚生年金保険に加入。
その後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長女Cさん（2004年11月10日生まれ、大学生）

- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、原則として 65 歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額(2024 年度価額)を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額(円未満四捨五入)(①)円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入)(②)円
 - (2) 経過的加算額(円未満四捨五入)(③)円
 - (3) 基本年金額(上記「(1) + (2)」の額) □□□円
 - (4) 加給年金額(要件を満たしている場合のみ加算すること)
 - (5) 老齢厚生年金の年金額(④)円

〈資料〉

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式(4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略)

$$816,000円 \times \frac{\frac{\text{保険料}}{\text{納付済月数}} + \frac{\text{保険料}}{\text{半額免除月数}} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料}}{\text{全額免除月数}} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式(本来水準の額)

i) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入) = ㉑ + ㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額(円未満四捨五入) = 1,701円 × 被保険者期間の月数

$$- 816,000円 \times \frac{\begin{array}{c} 1961\text{年}4\text{月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満} \\ \text{の厚生年金保険の被保険者期間の月数} \end{array}}{480}$$

iii) 加給年金額 = 408,100円(要件を満たしている場合のみ加算すること)

【答え】

①老齢基礎年金の年金額

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

●老齢基礎年金の計算方法

20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

[計算式]

816,000 円 × (保険料納付済期間 + 免除期間) ÷ 480 月

[本問の場合]

20歳	22歳		65歳
国民年金	厚生年金保険		
保険料納付済期間 (28月)	被保険者期間 (84月)	被保険者期間 (428月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額26万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬月額50万円)	

・Aさんは20～60歳になるまでの40年間(480月)が保険料納付済月数となります。

816,000 円 × 480 月 / 480 月 = **816,000 円**

② 老齢厚生年金の年金額

●報酬比例部分の額

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

20歳	22歳	65歳
国民年金 保険料納付済期間 (28月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (84月)	被保険者期間 (428月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額26万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額50万円)

[a] 2003年3月以前の期間分

$$260,000 \text{ 円} \times 7.125/1000 \times 84 \text{ 月} = 155,610 \text{ 円}$$

[b] 2003年4月以後の期間分

$$500,000 \text{ 円} \times 5.481/1000 \times 428 \text{ 月} = 1,172,934 \text{ 円}$$

[a+b]

$$155,610 \text{ 円} + 1,172,934 \text{ 円} = 1,328,544 \text{ 円}$$

③ ●経過的分算の計算方法

$1,701 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 816,000 \text{ 円} \times (1961 \text{ 年以後で } 20 \text{ 歳以上 } 60 \text{ 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480 \text{ 月})$

[本問の場合]

・被保険者期間の月数は、 $84 \text{ 月} + 428 \text{ 月} = 512 \text{ 月}$ となり、上限の480月となります。

・1961年以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数は、60歳から65歳までの5年分(60月)を差し引き、 $512 \text{ 月} - 60 \text{ 月} = 452 \text{ 月}$ となります。

$1,701 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} - 816,000 \text{ 円} \times 452 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 48,080 \text{ 円}$

④ ●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18歳になって最初の3月31日まで)がいるときに加算されます。

本問では、Aさんの厚生年金被保険者期間は512月(42年)ですので、20年以上です。また妻BさんはAさんより年下ですので、加給年金の対象です。

『老齢厚生年金の年金額』

老齢厚生年金の年金額 = 報酬比例部分 + 経過的分算 + 加給年金

$1,328,544 \text{ 円} + 48,080 \text{ 円} + 408,100 \text{ 円} = 1,784,724 \text{ 円}$

したがって正解は、

①816,000 (円) ②1,328,544(円) ③48,080(円) ④1,784,724(円)

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんおよび妻Bさんには、特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。原則として、65 歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給することになります」

②「妻Bさんは、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、付加保険料を 140 月納付し、65 歳から老齢基礎年金を受給する場合、老齢基礎年金の額に付加年金として 28,000 円が上乗せされます」

③「Aさんおよび妻Bさんが希望すれば、66 歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが 68 歳0カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、年金の増額率は 18%となります」

【答え】

① ○:適切

特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金保険の受給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられたことで、受給開始年齢を段階的にスムーズに引き上げられるために設けられました。

最初に定額部分が減額し、その後報酬比例部分が減額します。

男性の場合、1961年4月2日以降

女性の場合、1966年4月2日以降(男性より5年遅れ)
の方には支給されません。

[本問の場合]

Aさんは、1973年12月18日生まれ

妻Bさんは、1976年6月25日生まれですので、

Aさん、妻Bさんともに支給はありません。

② ×:不適切

付加年金は、国民年金の第1号被保険者や任意加入被保険者が、国民年金保険料に付加保険料を1ヶ月あたり400円プラスして納付することで、老齢基礎年金に付加年金が「200円×付加保険料納付済月数」が上乗せされます。

[本問の場合]

妻Bさんは国民年金の第3号被保険者ですので、付加年金を納付することはできません。

③ ×:不適切

【繰上げ・繰下げ受給】

	概要	増減率 (1ヶ月あたり)	最大
繰上げ受給	60歳まで繰り上げ可能。	0.4% 減額	12ヶ月×0.4%×最大5年=24% 減額
	老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げは、同時に進行。		
繰下げ受給	75歳まで繰り下げ可能	0.7% 増額	12ヶ月×0.7%×最大10年=84% 増額
	老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げは、別々でも可能。		

『備考』

- ・老齢年金の繰上げ、繰下げの取り消しや変更は、請求した後は**取消せません**。
- ・付加年金は、年金の繰上げ・繰下げと**同じ増減率が反映**されます。

年金の繰下げは1ヶ月あたり0.7%増加します。

[本問の場合]

68歳で繰り下げると3年(36月)繰り下げることになるため、増額率は、 $0.7\% \times 36 \text{ 月} = 25.2\%$ です。

本問では、「18%」と説明されていますので、不適切となります。

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、国民年金の学生納付特例制度(以下、「本制度」という)について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「本制度は、国民年金の第1号被保険者で大学等の所定の学校に在籍する学生について、(①)の前年所得が一定額以下の場合、所定の申請に基づき、国民年金の保険料の納付を猶予する制度です」

II 「本制度の適用を受けた期間の保険料は追納することができますが、追納できるのは、追納が承認された月の前(②)年以内の期間に係るものに限られます。なお、本制度の適用を受けた期間の翌年度から起算して(③)年度目以降に保険料を追納する場合、適用を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます」

〈語句群〉

イ. 2 ロ. 3 ハ. 4 ニ. 5 ホ. 7 ヘ. 10

ト. 世帯主 チ. 学生本人 リ. 学生本人およびその世帯主

【答え】

① チ:学生本人

学生納付特例制度は、**学生本人の所得**が要件となります。
親や家族の所得要件はありません。

② ヘ:10(年)

学生納付特例制度など、国民年金保険料の免除や猶予を受けた期間は、
最大 **10 年間**遡って追納することができます。

③ ロ: 3(年)

[保険料の追納]

保険料の免除もしくは納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、**3 年度目以降**に保険料を追納する場合、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問4》～《問6》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（64歳、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者）は、2024年11月に65歳となり定年を迎える。Aさんは、定年後は再就職せず、専業主婦の妻Bさん（64歳）と趣味を楽しみながら暮らす予定である。

Aさんは、現在、Y生命保険の〈資料1〉の生命保険に加入しているが、既に子どもが独立したこともあり、定年を機に保障内容を見直したいと考えている。また、先日、Z生命保険の営業担当者から〈資料2〉の生命保険を提案され、加入を検討している。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈資料1〉 Aさんが現在加入しているY生命保険の生命保険の契約内容

保険の種類：定期保険特約付終身保険（75歳払込満了）

契約年月日：2015年12月1日 月払保険料：25,100円

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん 死亡保険金受取人：妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	1,700万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
総合医療特約（180日型）	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

〈資料2〉 Aさんが提案を受けたZ生命保険の生命保険の内容

保険の種類：介護年金終身保障保険

月払保険料：11,500円 保険料払込期間：終身払込

契約者（＝保険料負担者）・被保険者・受取人：Aさん

指定代理請求人：妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
介護年金終身保障保険（注1）	介護終身年金 年額60万円	終身
軽度介護一時金特約（注2）	介護一時金 200万円	終身
指定代理請求特約	—	—

（注1） 公的介護保険制度の要介護3以上と認定された場合、または保険会社所定の要介護状態になった場合に、終身年金が支払われる（終身年金の支払事由前に死亡したときは死亡保険金60万円が支払われる）。

（注2） 公的介護保険制度の要介護2以上と認定された場合、または保険会社所定の要介護状態になった場合に支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直しについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが65歳になると、公的介護保険の第1号被保険者となります。第1号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が特定疾病によって生じたものでなければ、公的介護保険の保険給付は受けられませんので、民間の介護保険で備えておくことが重要です」

②「現在加入している生命保険の死亡保険金額を減額し、提案を受けた生命保険に加入することも検討事項の1つです。現時点でのAさんの必要保障額を算出し、適正な死亡保険金額を把握することから保障内容の見直しを始めることをお勧めします」

③「現在加入している生命保険を契約転換して、転換後契約にY生命保険が取り扱っている介護保障を目的とした特約を付加する方法も考えられます。転換後契約の保険料は、転換前契約の加入時の年齢により算出されるため、新規に加入する場合と比較して、保険料負担を抑えることができます」

【答え】

① ×:不適切

[介護保険の被保険者]

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満
受給要件	要介護・要支援者	特定疾病により、要介護・要支援になった人

第1号被保険者は原因が問われませんが、第2号被保険者は、**特定疾病**により要介護・要支援者になった人が要件となります。

② ○:適切

子育て中と子供が独立後では、必要保証額が変化し、死亡保険金額が必要保証額よりも多くなるケースもあります。そのため生活環境は変化しますので、保障内容の見直しを検討することは正しいと言えます。

③ ×:不適切

契約転換制度は、現在の契約を活用して、新たな保険を契約する方法です。現在の契約の積立部分や積立配当金を転換(下取り)価格として新しい契約の一部に当てる方法で、元の契約は消滅します。契約を転換する際に、告知や医師の診査が必要です。

[本問の場合]

転換前契約の加入時の年齢ではありません。

転換後契約の保険料は、**転換時の年齢により算出**されますので、保険料は上がります。

本問では、「転換前契約の加入時の年齢により算出」と説明されていますので、不適切となります。

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けた生命保険の保障内容および課税関係について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「公的介護保険の保険給付は、主に訪問介護や通所介護(デイサービス)などの現物給付による介護サービスであるため、自宅の改修費用などの多額の出費に備え、一定額を介護一時金で準備しておくことは検討に値します」

②「妻BさんがAさんに代わって介護一時金を受け取った場合、当該一時金は一時所得の収入金額として所得税の課税対象となります」

③「介護年金終身保障保険には、Aさんだけでなく、妻Bさんが加入することも検討に値します。介護年金終身保障保険は、保険金額や保険料払込期間等、同じ内容で設計した場合、女性のほうが男性よりも毎回の保険料は割安になります」

【答え】

① ○:適切

公的介護保険の給付は、主に訪問介護や通所介護(デイサービス)などの現物給付による介護サービスであるため、生活費や医療費を補うことはできません。

そこで、一時金や年金で現金給付される民間の介護保険・医療保険を検討することは正しいと言えます。

② ×:不適切

指定代理請求は、被保険者が、事故や病気等により寝たきり状態になり、意思表示が困難な場合や、ガン等に罹患した医師から告知を受けておらず家族のみが知っている場合などにより、保険金・給付金等が請求できないときに、被保険者に代わって請求でき、配偶者や3親等内の親族の範囲となります。

介護一時金等の身体の障害に起因して受け取る給付金や保険金は、被保険者本人やその家族が受け取った場合、原則、**非課税**となります。

③ ×:不適切

終身年金は、被保険者が生存している限り年金を受け取れます。

男性よりも女性の方が、平均寿命が長いため、女性の方が将来見込まれる年金支払い総額が多くなる可能性が高いため、保険料は女性の方が**割高**となります。

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、AさんがX社を定年退職した後の公的医療保険制度の取扱いについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「AさんがX社を定年退職し、その後再就職しない場合、公的医療保険については、全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入する、国民健康保険に加入するなどの方法があります。任意継続被保険者となるためには、原則として、AさんがX社を退職した日の翌日から(①)日以内に、Aさんの住所地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部に対して資格取得の申出を行う必要があります。任意継続被保険者として健康保険に加入することができる期間は、最長(②)年間です。任意継続被保険者の保険料は、原則として、退職時の標準報酬月額に所定の保険料率を乗じた額となり、その(③)が自己負担となります。ただし、2024年度において、退職時の標準報酬月額が30万円を超えていた場合は、30万円の標準報酬月額により算出した保険料となります。なお、Aさんが任意継続被保険者となり、妻BさんがAさんの健康保険の被扶養者となる場合、妻Bさんの保険料を(④)」

〈語句群〉

イ. 1 ロ. 2 ハ. 3 ニ. 10 ホ. 14 ヘ. 20 ト. 半額
チ. 4分の3相当額 リ. 全額 ヌ. 負担する必要があります
ル. 負担する必要はありません

【答え】

●任意継続被保険者

退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が2ヶ月以上、被保険者で資格喪失日(退職日の翌日)から①へ:20日以内に手続きをすれば、引き続き②ロ:2年間健康保険の被保険者になれます。

保険料は③リ:全額自己負担です。

任意継続被保険者にも扶養の仕組みはありますので、妻Bさんの保険料を④ル:負担する必要はありません。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問7》～《問9》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（70歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。X社は、売上金額・利益金額ともに増加傾向にあり、業績は順調に推移している。Aさんは、今限りで専務取締役の長男Bさん（45歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。Aさんは、先日、〈資料1〉の生命保険の解約に関して、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、長男Bさんを被保険者とする〈資料2〉の生命保険の提案を受けた。

〈資料1〉 X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	: 長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	: 2004年12月 1 日
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 95歳満了
死亡・高度障害保険金額	: 1 億円
年払保険料	: 300万円
現時点の解約返戻金額	: 4,600万円
現時点の払込保険料累計額	: 6,000万円
※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。	

〈資料2〉 Mさんから提案を受けた生命保険の内容

保険の種類	: 特定疾病保障定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: 長男Bさん
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 90歳満了
死亡・高度障害・特定疾病保険金額	: 1 億円
年払保険料	: 340万円
最高解約返戻率	: 82.0%
※死亡および所定の高度障害状態に該当した場合に加え、がん（悪性新生物）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に保険金が契約者に支払われる。	
※所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、X社がAさんに役員退職金 5,000 万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間(勤続年数)を 30 年2カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

【答え】

①

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

＊勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

Aさんの勤続年数30年2ヶ月なので、勤続年数31年で計算します。

$$70万円 \times (31年 - 20年) + 800万円 = 1,570万円$$

②

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

$$(5,000万円 - 1,570万円) \times 1/2 = 1,715万円$$

したがって正解は、

①1,570 (万円)

②1,715 (万円)

《問8》〈資料1〉の生命保険を現時点で解約して、解約返戻金を受け取った場合のX社の経理処理(仕訳)について、下記の〈条件〉を基に、空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

〈条件〉

- ・ X社が解約時まで支払った保険料の総額は6,000万円である。
- ・ 解約返戻金の金額は4,600万円である。
- ・ 配当等、上記以外の条件は考慮しないものとする。

〈解約返戻金受取時のX社の経理処理(仕訳)〉

借 方		貸 方	
現金・預金	(①) 万円	前払保険料	(②) 万円
		(③)	(④) 万円

〈語句群〉

イ. 1,000 ロ. 1,400 ハ. 1,600 ニ. 2,200 ホ. 3,000
 ヘ. 4,600 ト. 6,000 チ. 雑収入 リ. 雑損失 ヌ. 保険料積立金

【答え】

① ヘ:4,600(万円)

借方には増えた金額を記入しますので、解約返戻金の額 4,600 万円は現金として借方に計上します。

② ホ:3,000(万円)

2019 年 7 月 7 日以前に契約した長期平準定期保険では、前半 6 割の期間は、払込保険料の 2 分の 1 を損金へ、残りの 2 分の 1 は前払保険料として資産計上されます。

現時点の払込保険料累計額は 6,000 万円です。

よって現時点の資産計上額=6,000 万円÷2=3,000 万円

③ チ:雑収入

解約返戻金の額が取り崩す資産計上額よりも多い場合、その差額を雑収入として処理します。

④ ハ:1,600(万円)

雑収入額=解約返戻金 4,600 万円-取崩額 3,000 万円=1,600 万円

《問9》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料2〉の生命保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「X社が受け取る特定疾病保険金は、長男Bさんが、がん等の治療で長期間不在となった場合に会社を存続させるための事業資金として活用することができます」

②「X社が特定疾病保険金を受け取った場合、法人税法上、当該保険金は非課税所得となりますので、益金に計上する必要はありません」

③「X社が資金を必要とした際には、契約者貸付制度を利用することにより、資金を調達することができます。X社が契約者貸付制度を利用し、契約者貸付金を受け取った場合、保険契約は継続しているため、経理処理は必要ありません」

【答え】

① ○:適切

法人が受け取った保険金の資金使途は制限がありませんので、会社を存続するための事業資金として活用することは可能です。

② ×:不適切

法人が受け取った保険金は、全額を雑収入として益金に計上する必要があります。

③ ×:不適切

契約者貸付制度とは、生命保険を利用して、銀行からではなく、保険会社から、解約返戻金の所定の範囲内でお金を借りることができる仕組みです。

契約者貸付金は、借入金として、負債(借入金)に計上します。

【第4問】 次の設例に基づいて下記の各問《問 10》～《問 12》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんとの4人家族である。
Aさんは、2024年中に妻Bさんの入院・手術に係る医療費を支払ったため、医療費控除の適用を受けたいと思っている。

また、Aさんは、2024年中に一時払養老保険（10年満期）の満期保険金および一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (53歳) : 会社員

妻Bさん（50歳）：専業主婦。2024年中の収入はない。

長女Cさん（24歳）： アルバイト。2024年中に給与収入150万円を得ている。

長男Dさん（19歳）：大学生。2024年中の収入はない。

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 830万円

(2) 一時払養老保険（10年満期）の満期保険金

契約年月 : 2014年6月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

満期保険金受取人 : Aさん

満期保険金額 : 320万円

正味払込保険料 : 300万円

(3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月 : 2015年6月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 600万円

正味払込保険料 : 500万円

※妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 所得税における医療費控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が 200 万円以上である納税者の場合、その年中に支払った医療費の総額(保険金等により補填される金額を除く)が(①)円を超えるときは、その超える部分の金額(最高 200 万円)を総所得金額等から控除することができます。

また、セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)では、定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている納税者が自己または自己と生計を一にする配偶者等のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その額(保険金等により補填される金額を除く)が(②)円を超えるときは、その超える部分の金額(最高(③)円)を総所得金額等から控除することができます」

〈通常の医療費控除額の算式〉

$$\left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{その年中に} \\ \text{支払った医} \\ \text{療費の総額} \\ \hline \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金など} \\ \text{で補填され} \\ \text{る金額} \\ \hline \end{array} \right. - (\text{ ① }) \text{円} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \\ \hline \end{array}$$

〈セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の算式〉

$$\left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{その年中に} \\ \text{支払った特} \\ \text{定一般用医} \\ \text{薬品等購入} \\ \text{費の総額} \\ \hline \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金など} \\ \text{で補填され} \\ \text{る金額} \\ \hline \end{array} \right. - (\text{ ② }) \text{円} = \begin{array}{|c|} \hline \text{セルフメディケー} \\ \text{ション税制に係る} \\ \text{医療費控除額} \\ \text{(最高(③)円)} \\ \hline \end{array}$$

〈数値群〉

イ. 12,000 ロ. 24,000 ハ. 36,000 ニ. 68,000 ホ. 88,000
ヘ. 100,000 ト. 120,000 チ. 150,000 リ. 200,000

【答え】

① ヘ:100,000(円)

医療費控除…納税者本または生計を一にする配偶者やその他の親族が医療費を支払った場合に適用できます。(合算することができる)

(支払った医療費用-生命保険等からの給付金・保険金)-10万円

＊控除額の上限は200万円

＊総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額×5%

・保険等で補填される金額

・10万円と総所得金額等の5%相当額のうち低い方

② イ:12,000(円)

セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例 スイッチ OTC)

健康増進や病気予防への取り組みを行う個人が、納税者本人または生計を一にする配偶者や親族にかかる一定のスイッチ OTC 医薬品を支払った場合、その年中に支払った額が 12,000 円を超える場合に適用できます。

控除額＝特定一般用医薬品等の購入費の合計額-12,000 円

③ ホ:88,000(円)

セルフメディケーション税制の適用を受けた場合の医療費控除額は、最高 88,000 円です。

《問 11》 Aさんの 2024 年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「一時払養老保険は金融類似商品に該当するため、Aさんが受け取った満期保険金に係る保険差益は源泉分離課税の対象となります」

②「Aさんが通常の医療費控除の適用を受けた場合、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の適用を受けることはできません」

③「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、38 万円です」

【答え】

① ×:不適切

一時払養老保険や一時払個人年金等を契約日から5年以内に解約し、解約返戻金を受け取った場合、源泉分離課税となります。

[本問の場合]

一時払養老保険(10年満期)の満期保険金は、5年以上経過していますので、一時所得として、**総合課税の対象**です。

② ○:適切

医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方を洗濯して適用を受けます。併用することはできません。

③ ○:適切

●**配偶者控除**…生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

Aさんの所得は672万円(問12①参照)となるため、配偶者控除は38万円です。

《問 12》Aさんの 2024 年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	(②) 円
	基礎控除	(③) 円
(b) 所得控除の額の合計額		□□□円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		3,900,000円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		(④) 円

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

〈資料〉所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円

【答え】

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 830万円

(2) 一時払養老保険(10年満期)の満期保険金

契約年月 : 2014年6月

契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

満期保険金受取人 : Aさん

満期保険金額 : 320万円

正味払込保険料 : 300万円

(3) 一時払変額個人年金保険(10年確定年金)の解約返戻金

契約年月 : 2015年6月

契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 600万円

正味払込保険料 : 500万円

①

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

●給与所得

給与所得=給与収入-給与所得控除

給与所得控除額:830万円×10%+110万円=193万円

給与所得額:830万円-193万円=637万円

●一時所得

一時所得=総収入金額-支出金額-特別控除(50 万円)

※総所得金額に算入する場合はさらに 1/2 をします。

※満期保険金や解約返戻金は収入金額・正味払込保険料は支出金額

(320 万円+600 万円)-(300 万円+500 万円)-50 万円=70 万円

70 万円×1/2=35 万円

●総所得金額

総所得金額=給与所得 637 万円+一時所得 35 万円=672 万円

②

●扶養控除

扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

[本問の場合]

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (53歳) : 会社員

妻Bさん (50歳) : 専業主婦。2024年中の収入はない。

長女Cさん (24歳) : アルバイト。2024年中に給与収入150万円を得ている。

長男Dさん (19歳) : 大学生。2024年中の収入はない。

長女Cさん(24歳)は、給与収入150万円で給与所得48万円を超えていますので、対象外です。なので、長男Dさんのみが扶養控除の対象です。

長男Dさん(19歳)は、特定扶養者として1人につき63万円の控除額となります。

③

●所得税の基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	基礎控除額 0 円

Aさんの合計所得金額は2,400万円以下(Aさんの合計所得672万円)なので、基礎控除額は48万円となります。

④

課税総所得金額 3,900,000 円

・速算表より

〈資料〉所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円

算出税額=3,900,000 円×20%-427,500 円=352,500 円

したがって正解は、

① 6,720,000(円) ② 630,000(円) ③ 480,000(円) ④ 352,500(円)

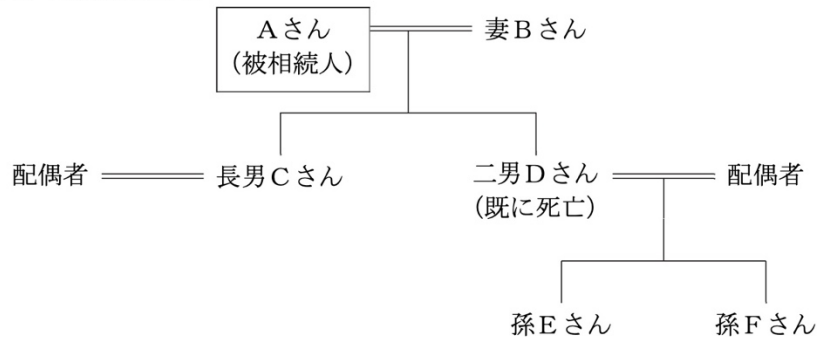
【第5問】 次の設例に基づいて下記の各問《問 13》～《問 15》に答えなさい。

《設 例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長のAさんは、2024年8月5日（月）に病気により80歳で死亡した。

Aさんが保有していたX社株式（発行済株式数の全部）は、後継者である長男Cさんが相続により取得する予定である。なお、二男Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈各人が取得する予定の相続財産（みなし相続財産を含む）〉

（1）妻Bさん（77歳）

現預金 : 2,000万円（相続税評価額）

自宅（敷地300㎡）: 2,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額）

自宅（建物）: 1,000万円（固定資産税評価額）

死亡保険金 : 2,000万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

死亡退職金 : 5,000万円（X社から支給された金額）

（2）長男Cさん（50歳）

現預金 : 7,000万円（相続税評価額）

X社株式 : 1億8,000万円（相続税評価額）

※相続税におけるX社株式の評価上の規模区分は「大会社」であり、特定の評価会社には該当しない。

（3）孫Eさん（21歳）

現預金 : □□□万円（相続税評価額）

（4）孫Fさん（20歳）

現預金 : □□□万円（相続税評価額）

※問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 各相続人は《設例》の記載のとおり、Aさんの財産を取得した。Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	妻Bさんに係る課税価格	(①) 万円
	長男Cさんに係る課税価格	2 億5,000万円
	孫Eさんに係る課税価格	□□□万円
	孫Fさんに係る課税価格	□□□万円
(a) 相続税の課税価格の合計額		4 億円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(②) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	(③) 万円
	長男Cさん	□□□万円
	孫Eさん	□□□万円
	孫Fさん	□□□万円
(c) 相続税の総額		(④) 万円

〈資料〉 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円

【答え】

①

[妻Bさんの相続財産]

- ・現預金:2,000万円
- ・自宅(敷地300㎡):2,000万円
- ・自宅(建物):1,000万円
- ・死亡保険金:2,000万円
- ・死亡退職金:5,000万円

相続人が受け取った死亡保険金と死亡退職金は、それぞれ「500万円×法定相続人の数」まで非課税となります。

本問では、法定相続人は4人(妻Bさん・長男Cさん・孫Eさん・孫Fさん)です。よって、500万円×4人=2,000万円まで非課税となります。

- ・死亡保険金:2,000万円-2,000万円=0円
- ・死亡退職金:5,000万円-2,000万円=3,000万円

[妻Bさんに係る課税価格]

現預金:2,000万円+自宅(敷地300㎡):2,000万円+自宅(建物):1,000万円
死亡保険金:0円+死亡退職金:3,000万円=8,000万円

②

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×法定相続人の数

[本問の場合]

法定相続人4人です。

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×4人
=5,400万円

③

・課税遺産総額=4 億-5,400 万円=3 億 4,600 万円

[本問の場合]

法定相続人:妻 B さん・長男 C さん・孫 E さん・孫 F さん

法定相続分:妻 B さん 1/2・長男 C さん 1/4・孫 E さん 1/8・孫 F さん 1/8

・課税遺産総額 3 億 4,600 万円を法定相続分で各人に分配

妻 B さん: 3 億 4,600 万円 $\times$ 1/2=1 億 7,300 万円

長男 C さん: 3 億 4,600 万円 $\times$ 1/4=8,650 万円

孫 E さん: 3 億 4,600 万円 $\times$ 1/8=4,325 万円

孫 F さん: 3 億 4,600 万円 $\times$ 1/8=4,325 万円

・速算表より各人ごとの相続税額を算出

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円

妻 B さん: 1 億 7,300 万円 $\times$ 40%-1,700 万円=5,220 万円

長男 C さん: 8,650 万円 $\times$ 30%-700 万円=1,895 万円

孫 E さん: 4,325 万円 $\times$ 20%-200 万円=665 万円

孫 F さん: 4,325 万円 $\times$ 20%-200 万円=665 万円

④

相続税の総額:5,200 万円+1,895 万円+665 万円+665 万円=8,445 万円

したがって正解は、

① 8,000(万円)

② 5,400(万円)

③ 5,220(万円)

④ 8,445(万円)

《問 14》 Aさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「妻Bさんが相続により取得した自宅の敷地を相続税の申告期限までに売却しても、当該敷地は特定居住用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます」

②「相続税の総額は、各相続人の実際の取得割合によって計算されることから、分割内容により異なる額が算出されます」

③「孫Eさんおよび孫Fさんは、Aさんの孫にあたりますので、相続税額の2割加算の対象となります」

【答え】

① ○:適切

配偶者は無条件で小規模宅地の特例の適用を受けることができます。

② ×:不適切

相続税の総額は、課税遺産総額を各相続人の法定相続分により計算されるので、分割内容により金額が変わることはありません。

③ ×:不適切

代襲相続人は、2割加算の対象にはなりません。

●相続税の2割加算

相続・遺贈により財産を取得した人が配偶者および被相続人の一親等の血族(代襲相続人含む)以外の兄弟姉妹はその相続税額に2割相当額が加算されます。

[対象者]

兄弟姉妹・孫養子・甥姪・子の配偶者・内縁の妻・内縁の妻の子

《問 15》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんが 2024 年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない者に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から(①)カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

II 「X社株式の相続税評価額は、原則として、類似業種比準方式により評価されます。類似業種比準評価額は、類似業種の株価ならびに比準要素である1株当たりの配当金額、(②)および簿価純資産評価額を基として計算します。配当金額、(②)および簿価純資産評価額が高い会社は、株式の評価額が高くなります」

III 「『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の評価額が、配偶者の法定相続分相当額と1億 6,000 万円とのいずれか(③)金額までであれば、原則として、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」

〈語句群〉

イ. 2 ロ. 4 ハ. 6 ニ. 資本金等の額 ホ. 利益金額
ヘ. 売上金額 ト. 多い チ. 少ない

【答え】

① ロ:4

年の中で死亡した者が、その年分の所得税について確定申告を要する場合は、準確定申告となり、相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に、その年の被相続人の所得税の確定申告をすることが必要です。

② ホ:利益金額

類似業種比準価額は、類似業種の株価ならびに1株当たりの配当金額、利益金額および簿価純資産価額を基として計算します

③ ト:多い

相続税の配偶者控除(配偶者の税額軽減の特例)

配偶者の相続・遺贈により取得した金額が「1億6,000万円以下」か「法定相続分相当額以下」のいずれか多い金額までは相続税は課税されません。